

# 通所型サービス運営規程

## 第1章 事業の目的及び運営の方針

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人松波福社会（以下「事業者」という。）が運営する柿崎第1デイサービスセンター（以下「事業所」という。）が行う通所型サービスの事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要支援状態等にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、その有する能力に応じ自立した日常生活をその居宅において営むことができるよう通所型サービスを行い、利用者の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるようサービスを提供することを目的とする。

(通所型サービスの運営の方針)

第2条 事業者は、要支援者等が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図ることをもって、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

2 通所型サービスの実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

3 通所型サービスの実施に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、指定介護予防支援事業者（地域包括支援センター）、保険医療機関及び関係市町村などと連携し、効率性・柔軟性を考慮した上で、要支援者等ができることは要支援者等が行うことを基本としたサービス提供に努める。

4 前項のほか、上越市が定める基準及びその他の関係法令等の内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 柿崎第1デイサービスセンター
- (2) 所在地 上越市柿崎区柿崎5548番地

## 第2章 職員の職種、員数及び職務内容

(従業者の資格)

第4条 事業所に勤務する従業者（以下「職員」という。）の資格は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 生活相談員 社会福祉士又は社会福祉主事（任用資格を含む。）又は精神保健福祉士
- (2) 看護職員 看護師又は准看護師
- (3) 機能訓練指導員 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 この事業所における職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者1名
  - ・事業所の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- 二 生活相談員1名以上(社会福祉士、社会福祉主事、精神保健福祉士、介護支援専門員又は一定の業務経験を有する介護福祉士)
  - ・利用者、家族等の相談、通所介護計画の作成、日課のサービス調整・管理、関係機関との連携等を行う。
- 三 介護職1名以上
  - ・利用者の日常生活全般にわたる介護業務及び送迎を行う。
- 四 看護職員1名以上(看護師又は准看護師)
  - ・利用者の保健衛生並びに看護業務を行う。
- 五 機能訓練指導員1名以上(前項看護職員及び理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、柔道整復師、あん摩マッサージ師又は一定の業務経験を有するはり師若しくはきゅう師)
  - ・日常生活を営むのに必要な機能を改善し、またはその減退を防止するための訓練を行う。
- 六 歯科衛生士1名
  - ・口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の維持又は向上に資する口腔機能向上サービスを行う。
- 七 栄養士1名
  - ・食事の献立作成、栄養計算、利用者に対する栄養指導を行う。
- 八 調理員2名以上
  - ・利用者の調理業務、食事提供等を行う。
- 九 事務員1名
  - ・会計、庶務等の事務全般の業務を行う。

### 第3章 営業日及び営業時間

(営業日及び営業時間)

第6条 営業日及び営業時間を次のとおりとする。

- (1) 営業日  
通年、365日とする。
- (2) 営業時間  
午前8時15分から午後5時15分とする。
- (3) サービス提供時間  
午前8時45分から午後3時30分とする。
- (4) 延長時間サービス提供時間  
午前7時30分から午前8時45分まで及び午後3時30分から午後5時15分ま

でとする。

#### 第4章 実施単位及び利用定員

(実施単位及び利用定員)

第7条 実施単位及び利用定員は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 実施単位 1単位
- (2) 利用定員 30名

#### 第5章 サービスの内容及び利用料

(通所型サービスの内容)

第8条 通所型サービスの内容は、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認、その他日常生活上の世話又は機能訓練若しくは送迎とし、通所型サービスの提供に当たっては次の点に留意するものとする。

- (1) 通所型サービスの提供に当たっては、利用者の介護予防に資するよう、利用者の心身の状況等を踏まえ、日常生活を営むために必要な支援を行うために、必要に応じて、介護計画を作成する。
- (2) 通所型サービスの提供に当たっては、利用者のとのコミュニケーションを図るその他の方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切に働きかけるものとする。
- (4) 事業者は、自ら提供する通所型サービスの質の評価を行い、主治医又は歯科医師と連携を図りながら、常にサービスの質の向上を図るよう努めるものとする。
- (5) 事業者は、通所型サービスの提供に当たって、介護技術の進歩にあわせた適切な介護予防が行われるよう配慮するものとする。

(利用料その他の費用の額)

第9条 通所型サービスの利用料は、上越市が定める額とし、事業者が法定代理受領サービスを提供する場合には、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

2 事業者は、前項に定める額のほか、次の各号に掲げる費用の支払いを受けるものとする。

- (1) 食事の提供に要する費用 昼食 680円
- (2) おむつ代 実費
- (3) 通所型サービスで提供されるサービスのうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが相当と認められるもの
  - ア 利用者の希望により提供する日常生活に必要な身の回り品の費用 実費
  - イ 利用者の希望により提供する日常生活に必要な教養娯楽費の費用 実費

#### 第6章 通常の事業の実施地域

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は上越市柿崎区の区域とする。

#### 第7章 サービス利用に当たっての留意事項

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 サービス利用に当たり、利用者は次の事項に留意しなければならない。

- (1) サービス利用に当たり、担当職員の指示に従うこと。
- (2) 担当職員の指示に従わない、或いは、施設の秩序を乱した場合には、利用を断ることがある。
- (3) サービス利用に当たり、指定の物品を持参すること。
- (4) サービス利用当日、健康状態等を担当職員に報告すること。
- (5) サービス利用当日の健康チェックの結果により、サービスの提供を見合わせる場合があること。
- (6) サービス利用に当たり、持参した物品については紛失しないよう氏名を記載するなど注意すること。

## 第8章 緊急時における対応方法

(緊急時の対応等)

第12条 事業所の従事者は、通所型サービスの提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときには、速やかに主治医に連絡する等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所の従事者は、前項について処置をした際は、速やかに管理者及び主治医に報告する。

## 第9章 非常災害対策

(非常災害対策)

第13条 非常災害に備えて必要な設備を設け、防災、避難に関する計画を作成する。

- 2 非常災害に備え、少なくとも2ヶ月に1回は避難、救出その他必要な訓練等を行う。
- 3 前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民、消防関係者の参加が得られるよう連携に努める。

## 第10章 その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第14条 利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定める。

- 2 事業所の従事者によってサービスを提供する。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。
- 3 従業者の資質向上のための研修機会を次の通り設ける。
  - (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
  - (2) 継続研修 年1回以上
  - (3) 認知症介護に係る基礎的な研修 利用者に対する介護に直接携わる従業者（有資格者等を除く）に採用後1年以内

(衛生管理等)

第15条 事業所職員等の清潔の保持及び健康状態について、定期健康診断などの必要な管理を行う。

- 2 設備等の衛生管理に努め、また衛生上必要な措置を講じると共に、医薬品・医療用具の管理を適正に行う。
- 3 利用者と事業所の衛生管理に努めるとともに、感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じる。
  - 一 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を設置し、定期的に（おおむね6か月に1回以上）開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
  - 二 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
  - 三 従業者に対し、感染症及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に（年1回以上）実施する。

（掲示・開示）

- 第16条 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務体制、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示するとともに、重要事項等の情報をウェブサイト上に掲載、公表するものとする。
- 2 当事業所は、行政庁が実施する「介護サービス情報公表制度」に基づき、当事業所の事業内容等に関する情報を開示する。

（秘密保持）

- 第17条 事業所の従事者は、正当な理由なく業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさない。
- 2 退職者等が、正当な理由なく業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らさぬよう、必要な措置を講じる。
  - 3 地域包括支援センター及び居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文章により利用者の同意を得る。

（地域包括支援センター及び居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止）

- 第18条 地域包括支援センター及び居宅介護支援事業者、又はその従業者に対し、利用者に対して事業所によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与することはしない。

（苦情処理等）

- 第19条 利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置するなど必要な措置を講じる。
- 2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
  - 3 提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示等の求め、または、市町村からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力する。市町村から指導または助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行う。
  - 4 市町村からの求めがあった場合には、前項の改善内容を市町村に報告する。

(虐待の防止)

第20条 虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じる。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する虐待防止検討委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を設置し、定期的を開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- 二 虐待の防止のための指針を整備する。
- 三 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年1回以上）実施する。
- 四 上記の措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 五 虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力する。

(身体拘束)

第21条 身体拘束等の適正化の観点より、以下の措置を講じる。

- 一 ご利用者又は他のご利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行わない。
- 二 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際のご利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

(職場におけるハラスメント)

第22条 適切な社会福祉事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当の範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

(業務継続計画の策定)

- 第23条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。
- 2 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に（年1回以上）実施する。
  - 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(地域との交流)

第24条 運営に当たって、地域住民または住民の活動との連携、協力を行うなど、地域交流に努める。

(事故発生時の対応)

- 第25条 利用者に対する通所型サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 前項の事故の状況及び事故際して採った処置を記録する。

3 利用者に対する通所型サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。ただし、事業所の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではない。

(会計の整備)

第26条 サービスの事業の会計を、その他の事業の会計と区分する。

(記録の整備)

第27条 従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備する。

2 利用者に対する通所型サービスの提供に関する各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

- (1) 介護計画
- (2) 提供したサービス内容等の記録
- (3) 利用者に関する市町村への報告等の記録
- (4) 苦情の内容等に関する記録
- (5) 事故の状況及び事故に対する処置状況の記録

附 則 この運営規程は平成27年 4月 1日から施行する。

附 則 この運営規程は令和 元年10月 1日から施行する。

附 則 この運営規程は令和 3年 8月 1日から施行する。

附 則 この運営規程は令和 4年10月 1日から施行する。

附 則 この運営規程は令和 7年 4月 1日から施行する。